

自動車損害賠償責任保険基準料率

2023年1月18日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第 2 条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自家用乗用自動車											
普通けん引貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車	14,200									
原動機付自転車		13,310									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		26,180	25,850	25,510	25,180	24,840	24,500	24,170	23,830	
	(ロ) 小型二輪自動車		13,270	13,140	13,010	12,880	12,750	12,620	12,490	12,360	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	13,270	13,140	13,010	12,880	12,750	12,620	12,490	12,360	
		検査対象外車	13,200	13,070	12,940	12,820	12,690	12,560	12,430	12,300	
特種用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) ぞの	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車									
		検査対象外車	19,890								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車		5,770									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							12,470			
原 動 機 付 自 転 車								11,760			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		23,500	23,160	22,820	22,490	22,150	21,810	21,470	21,120	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		12,240	12,110	11,980	11,850	11,720	11,590	11,460	11,320	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	12,240	12,110	11,980	11,850	11,720	11,590	11,460	11,320	
		検 査 対 象 外 車	12,180	12,050	11,920	11,790	11,660	11,540	11,400	11,270	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車							17,070		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								5,660			

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自家用乗用自動車											24,190
普通けん引貨物自動車及び普通けん引貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											10,630
軽自動車	検査対象車										24,010
	検査対象外車										
原動機付自転車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											8,660
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		20,780	20,440	20,090	19,750	19,410	19,070	18,720	18,380	
	(ロ) 小型二輪自動車		11,190	11,060	10,930	10,800	10,660	10,530	10,400	10,270	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	11,190	11,060	10,930	10,800	10,660	10,530	10,400	10,270	
		検査対象外車	11,140	11,010	10,880	10,750	10,620	10,490	10,360	10,230	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									14,470
	c 軽自動車	検査対象車									
		検査対象外車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車		23,690	23,190	22,690	22,180	21,680	21,180	20,670	20,170		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		10,490	10,340	10,200	10,060	9,910	9,770	9,630	9,480		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	23,520	23,020	22,520	22,030	21,530	21,030	20,530	20,030		
	検 査 対 象 外 車	10,710									
原 動 機 付 自 転 車		10,170									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		8,570	8,480	8,390	8,290	8,200	8,110	8,020	7,930		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		18,040	17,690	17,340	16,990	16,640	16,290	15,940	15,590	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		10,140	10,000	9,870	9,740	9,600	9,470	9,330	9,200	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	10,140	10,000	9,870	9,740	9,600	9,470	9,330	9,200	
		検 査 対 象 外 車	10,100	9,970	9,840	9,700	9,570	9,440	9,310	9,170	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車	14,230	13,990	13,740	13,500	13,250	13,010	12,760	12,510	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車	14,200								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,560									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用											
	自 家 用											
営業用乗用自動車	A											
	B											
	C											
	D											
自 家 用 乗 用 自 動 車		19,670	19,160	18,660	18,160	17,650	17,140	16,630	16,110			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				44,130	42,610	41,070	39,530	37,980		
		最大積載量が2トン以下のもの				31,120	30,110	29,090	28,060	27,030		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				32,030	30,980	29,920	28,860	27,790		
		最大積載量が2トン以下のもの				29,300	28,370	27,410	26,460	25,500		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用					27,090	26,240	25,370	24,500	23,630		
	自 家 用					20,950	20,340	19,720	19,090	18,470		
小 型 二 輪 自 動 車		9,340	9,200	9,050	8,910	8,760	8,620	8,470	8,320			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	19,530	19,030	18,540	18,040	17,540	17,030	16,520	16,010			
	検 査 対 象 外 車					8,920						
原 動 機 付 自 転 車						8,560						
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					8,840	8,700	8,550	8,410	8,270			
緊 急 自 動 車		7,840	7,740	7,650	7,560	7,470	7,380	7,280	7,190			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		15,240	14,890	14,550	14,200	13,850	13,490	13,130	12,780		
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		9,070	8,930	8,800	8,660	8,530	8,390	8,260	8,120		
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	9,070	8,930	8,800	8,660	8,530	8,390	8,260	8,120		
		検 査 対 象 外 車	9,040	8,910	8,780	8,640	8,510	8,370	8,240	8,110		
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車					8,040	7,930	7,810	7,700	7,590		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車					8,040	7,930	7,810	7,700	7,590		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				20,580	19,980	19,370	18,760	18,150		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	12,270	12,020	11,780	11,530	11,290	11,030	10,780	10,530		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車				11,530	11,290	11,030	10,780	10,530	
		検 査 対 象 外 車					11,270					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,440	5,430	5,420	5,420	5,410			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,450						

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										34,100
	自 家 用										12,050
営業用乗用自動車	A										84,050
	B										67,180
	C										51,570
	D										35,230
自 家 用 乗 用 自 動 車		15,600	15,090	14,570	14,060	13,550	13,030	12,520	12,010		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	36,440	34,900	33,360	31,810	30,270	28,730	27,180	25,640	
		最大積載量が2トン以下のもの	26,000	24,980	23,950	22,920	21,900	20,870	19,840	18,810	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	26,730	25,670	24,600	23,540	22,480	21,410	20,350	19,290	
		最大積載量が2トン以下のもの	24,550	23,590	22,630	21,680	20,730	19,770	18,810	17,860	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	22,770	21,900	21,030	20,160	19,300	18,430	17,560	16,700		
	自 家 用	17,840	17,220	16,600	15,970	15,350	14,720	14,100	13,480		
小 型 二 輪 自 動 車		8,180	8,030	7,890	7,740	7,590	7,450	7,300	7,150		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,500	15,000	14,490	13,980	13,470	12,960	12,450	11,950		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,120	7,980	7,840	7,690	7,550	7,410	7,260	7,120		
緊 急 自 動 車		7,100	7,000	6,910	6,820	6,730	6,630	6,540	6,450		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,420	12,070	11,710	11,350	11,000	10,640	10,290	9,930	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		7,980	7,840	7,710	7,570	7,430	7,300	7,160	7,030	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	7,980	7,840	7,710	7,570	7,430	7,300	7,160	7,030	
		検 査 対 象 外 車	7,970	7,840	7,700	7,570	7,430	7,290	7,160	7,020	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車		7,480	7,370	7,250	7,140	7,030	6,920	6,810	6,700	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		7,480	7,370	7,250	7,140	7,030	6,920	6,810	6,700	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	17,550	16,940	16,330	15,720	15,110	14,500	13,890	13,280	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	10,280	10,030	9,780	9,530	9,280	9,030	8,780	8,530	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車	10,280	10,030	9,780	9,530	9,280	9,030	8,780	8,530
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			31,920	29,690	27,460	25,240	23,020	20,790	18,570	16,340	
	自 家 用			11,530	11,010	10,480	9,960	9,430	8,900	8,380	7,850	
営業用乗用自動車	A			78,100	72,020	65,950	59,880	53,800	47,730	41,660	35,580	
	B			62,500	57,720	52,950	48,170	43,400	38,630	33,860	29,080	
	C			48,060	44,490	40,920	37,350	33,780	30,210	26,640	23,070	
	D			32,960	30,650	28,340	26,030	23,710	21,400	19,090	16,780	
自 家 用 乗 用 自 動 車				11,500	10,970	10,450	9,930	9,400	8,880	8,360	7,830	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,100	22,520	20,950	19,380	17,800	16,230	14,660	13,080	
		最大積載量が2トン以下のもの		17,790	16,740	15,690	14,640	13,600	12,550	11,500	10,450	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		18,230	17,140	16,060	14,970	13,890	12,800	11,720	10,640	
		最大積載量が2トン以下のもの		16,900	15,930	14,960	13,980	13,010	12,030	11,060	10,090	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			15,830	14,940	14,060	13,180	12,290	11,410	10,520	9,640	
	自 家 用			12,850	12,220	11,580	10,940	10,310	9,670	9,030	8,400	
小 型 二 輪 自 動 車				7,010	6,860	6,710	6,560	6,410	6,260	6,110	5,960	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			11,440	10,920	10,400	9,880	9,360	8,850	8,330	7,810	
	検 査 対 象 外 車			7,100								
原 動 機 付 自 転 車				6,910								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				6,970	6,830	6,680	6,530	6,390	6,240	6,100	5,950	
緊 急 自 動 車				6,350	6,260	6,160	6,070	5,980	5,880	5,790	5,690	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			9,570	9,210	8,850	8,480	8,120	7,760	7,390	7,030	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,890	6,750	6,610	6,470	6,330	6,190	6,050	5,910	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		6,890	6,750	6,610	6,470	6,330	6,190	6,050	5,910	
		検 査 対 象 外 車		6,890	6,750	6,610	6,480	6,340	6,200	6,060	5,930	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車			6,580	6,470	6,360	6,240	6,130	6,010	5,900	5,790	
	(ロ) 教習用自動車			6,580	6,470	6,360	6,240	6,130	6,010	5,900	5,790	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,670	12,050	11,430	10,810	10,190	9,560	8,940	8,320	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		8,280	8,020	7,770	7,510	7,260	7,000	6,750	6,490	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車		8,280	8,020	7,770	7,510	7,260	7,000	6,750	6,490
			検 査 対 象 外 車		8,280							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,340								

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間					
		4か月 契 約	3か月 契 約	2か月 契 約	1か月 契 約	5日 契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用	14,120	11,890	9,670	7,440		
	自 家 用	7,320	6,800	6,270	5,740		
営業用乗用自動車	A	29,510	23,440	17,360	11,290		
	B	24,310	19,540	14,760	9,990		
	C	19,500	15,930	12,360	8,790		
	D	14,460	12,150	9,840	7,530		
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,310	6,790	6,260	5,740		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,510	9,940	8,360	6,790	
		最大積載量が2トン以下のもの	9,410	8,360	7,310	6,260	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	9,550	8,470	7,380	6,300	
		最大積載量が2トン以下のもの	9,110	8,140	7,160	6,190	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,750	7,870	6,980	6,100		
	自 家 用	7,760	7,130	6,490	5,850		
小 型 二 輪 自 動 車		5,810	5,660	5,520	5,360		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,290	6,770	6,250	5,740		
	検 査 対 象 外 車						
原 動 機 付 自 転 車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,800	5,660	5,510	5,360		
緊 急 自 動 車		5,600	5,500	5,410	5,310		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,670	6,310	5,940	5,580	5,280
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,770	5,630	5,500	5,360	5,240
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,770	5,630	5,500	5,360	5,240
		検 査 対 象 外 車	5,790	5,650	5,510	5,370	5,260
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		5,670	5,560	5,440	5,330	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		5,670	5,560	5,440	5,330	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,700	7,080	6,460	5,840	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,240	5,980	5,730	5,470	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	6,240	5,980	5,730	5,470	
		検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,260	5,250	5,240	5,230		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）	A
北海道（札幌市を除く）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府（大阪府域）、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

（注） 大阪府域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	6,900									
原 動 機 付 自 転 車		6,100									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,480	6,460	6,430	6,410	6,390	6,370	6,350	6,330	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,350	6,330	6,310	6,290	6,280	6,260	6,240	6,220	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,350	6,330	6,310	6,290	6,280	6,260	6,240	6,220	
		検 査 対 象 外 車	6,370	6,350	6,330	6,310	6,300	6,280	6,260	6,240	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,820										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,770									

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							6,580			
原 動 機 付 自 転 車								5,930			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,310	6,290	6,270	6,250	6,230	6,210	6,190	6,170	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,200	6,180	6,170	6,150	6,130	6,110	6,090	6,070	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,200	6,180	6,170	6,150	6,130	6,110	6,090	6,070	
		検 査 対 象 外 車	6,220	6,200	6,190	6,170	6,150	6,130	6,110	6,090	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車							5,700				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							5,660				

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											8,950
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											7,080
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										8,270
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											5,810
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,150	6,130	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020	6,000	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	6,050	6,040	6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,050	6,040	6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	
		検 査 対 象 外 車	6,070	6,060	6,040	6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									5,690
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,850	8,750	8,650	8,550	8,450	8,350	8,250	8,150		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		7,030	6,980	6,930	6,890	6,840	6,790	6,740	6,690		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,190	8,110	8,030	7,950	7,870	7,790	7,700	7,620		
	検 査 対 象 外 車	6,250									
原 動 機 付 自 転 車		5,760									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		5,790	5,780	5,760	5,750	5,730	5,710	5,700	5,680		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,850	5,830	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,900	5,890	5,870	5,850	5,830	5,810	5,790	5,770	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,900	5,890	5,870	5,850	5,830	5,810	5,790	5,770	
		検 査 対 象 外 車	5,920	5,910	5,890	5,870	5,850	5,830	5,810	5,790	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,680	5,670	5,650	5,640	5,630	5,610	5,600	5,590
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,590										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,560									

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,060	7,960	7,860	7,760	7,660	7,560	7,460	7,360		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				18,810	18,290	17,750	17,210	16,670	
		最大積載量が2トン以下のもの				15,870	15,450	15,030	14,610	14,190	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				18,810	18,290	17,750	17,210	16,670	
		最大積載量が2トン以下のもの				15,870	15,450	15,030	14,610	14,190	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				9,760	9,580	9,400	9,220	9,040		
	自 家 用				9,710	9,530	9,350	9,180	9,000		
小 型 二 輪 自 動 車		6,640	6,590	6,540	6,490	6,440	6,390	6,340	6,290		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,540	7,460	7,380	7,300	7,220	7,140	7,050	6,970		
	検 査 対 象 外 車					5,920					
原 動 機 付 自 転 車						5,590					
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					5,580	5,560	5,550	5,530	5,520		
緊 急 自 動 車		5,670	5,650	5,630	5,620	5,600	5,590	5,570	5,560		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,810	5,790	5,770	5,750	5,730	5,710	5,690	5,660	
		(ロ) 小型二輪自動車	5,750	5,740	5,720	5,700	5,680	5,660	5,640	5,620	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,750	5,740	5,720	5,700	5,680	5,660	5,640	5,620	
		検 査 対 象 外 車	5,770	5,760	5,740	5,720	5,700	5,680	5,660	5,640	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車					5,460	5,450	5,440	5,430	5,420	
	(ロ) 教習用自動車					5,460	5,450	5,440	5,430	5,420	
	(ハ) 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				6,730	6,670	6,610	6,550	6,490	
		b 小型二輪自動車	5,580	5,560	5,550	5,540	5,530	5,510	5,500	5,490	
	そ の 他	c 軽自動車	検 査 対 象 車				5,540	5,530	5,510	5,500	5,490
			検 査 対 象 外 車					5,470			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,440	5,430	5,420	5,420	5,410		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,450					

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										12,900
	自 家 用										12,050
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										16,730
	個人タクシー										16,730
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,260	7,160	7,060	6,950	6,850	6,750	6,650	6,550		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,130	15,590	15,050	14,510	13,970	13,430	12,890	12,350	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,760	13,340	12,920	12,500	12,070	11,650	11,230	10,810	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,130	15,590	15,050	14,510	13,970	13,430	12,890	12,350	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,760	13,340	12,920	12,500	12,070	11,650	11,230	10,810	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,860	8,680	8,500	8,320	8,140	7,960	7,780	7,600		
	自 家 用	8,820	8,640	8,460	8,280	8,110	7,930	7,750	7,570		
小 型 二 輪 自 動 車		6,240	6,190	6,140	6,090	6,030	5,980	5,930	5,880		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,890	6,800	6,720	6,640	6,560	6,470	6,390	6,310		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410		
緊 急 自 動 車		5,540	5,520	5,510	5,490	5,470	5,460	5,440	5,430		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,580	5,560	5,540	5,520	5,490	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,600	5,580	5,560	5,540	5,530	5,510	5,490	5,470	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,600	5,580	5,560	5,540	5,530	5,510	5,490	5,470	
		検 査 対 象 外 車	5,620	5,600	5,580	5,560	5,550	5,530	5,510	5,490	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	
	(ロ) 教習用自動車		5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,430	6,370	6,310	6,250	6,190	6,130	6,070	6,010	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,480	5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,390	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車	5,480	5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,390
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			12,320	11,720	11,130	10,540	9,950	9,360	8,770	8,170
	自 家 用			11,530	11,010	10,480	9,960	9,430	8,900	8,380	7,850
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			15,860	14,980	14,090	13,200	12,310	11,430	10,540	9,650
	個人タクシー			15,860	14,980	14,090	13,200	12,310	11,430	10,540	9,650
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,450	6,350	6,240	6,140	6,040	5,940	5,830	5,730
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,810	11,260	10,710	10,170	9,610	9,070	8,520	7,970
		最大積載量が2トン以下のもの		10,380	9,950	9,520	9,090	8,660	8,230	7,800	7,370
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,810	11,260	10,710	10,170	9,610	9,070	8,520	7,970
		最大積載量が2トン以下のもの		10,380	9,950	9,520	9,090	8,660	8,230	7,800	7,370
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			7,420	7,240	7,050	6,870	6,680	6,500	6,320	6,130
	自 家 用			7,390	7,210	7,030	6,850	6,670	6,490	6,310	6,120
小 型 二 輪 自 動 車				5,830	5,780	5,730	5,680	5,630	5,580	5,530	5,470
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,230	6,140	6,060	5,970	5,890	5,810	5,720	5,640
	検 査 対 象 外 車			5,580							
原 動 機 付 自 転 車				5,410							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290
緊 急 自 動 車				5,410	5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,310	5,300
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,470	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370	5,350	5,320
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,450	5,430	5,410	5,390	5,370	5,350	5,330	5,310
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,450	5,430	5,410	5,390	5,370	5,350	5,330	5,310
		検 査 対 象 外 車		5,470	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370	5,350	5,330
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車			5,330	5,320	5,320	5,310	5,290	5,280	5,280	5,270
	(ロ) 教習用自動車			5,330	5,320	5,320	5,310	5,290	5,280	5,280	5,270
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,950	5,890	5,830	5,770	5,700	5,640	5,580	5,520
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,300	5,280
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,300	5,280
		検 査 対 象 外 車		5,350							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,340							

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		4か月	3か月	2か月	1か月	5日
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			7,580	6,990	6,400	5,810	
	自 家 用			7,320	6,800	6,270	5,740	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			8,770	7,880	6,990	6,100	
	個人タクシー			8,770	7,880	6,990	6,100	
自 家 用 乗 用 自 動 車				5,630	5,530	5,420	5,320	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,420	6,870	6,320	5,770	
		最大積載量が2トン以下のもの		6,940	6,510	6,080	5,650	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,420	6,870	6,320	5,770	
		最大積載量が2トン以下のもの		6,940	6,510	6,080	5,650	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			5,950	5,770	5,580	5,400	
	自 家 用			5,940	5,760	5,580	5,400	
小 型 二 輪 自 動 車				5,420	5,370	5,320	5,270	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			5,550	5,470	5,380	5,300	
	検 査 対 象 外 車							
原 動 機 付 自 転 車								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,270	5,260	5,250	5,230	
緊 急 自 動 車				5,280	5,260	5,250	5,230	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,300	5,280	5,260	5,240	5,220
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,290	5,270	5,260	5,230	5,220
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,290	5,270	5,260	5,230	5,220
		検 査 対 象 外 車		5,310	5,290	5,280	5,250	5,240
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車			5,260	5,250	5,240	5,230	
	(ロ) 教習用自動車			5,260	5,250	5,240	5,230	
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,460	5,400	5,340	5,280	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,270	5,260	5,240	5,230	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,270	5,260	5,240	5,230	
		検 査 対 象 外 車						
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,260	5,250	5,240	5,230	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	6,150									
原 動 機 付 自 転 車		6,100									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,780	10,690	10,600	10,510	10,430	10,340	10,250	10,160	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,070	6,050	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,350	6,330	6,310	6,290	6,280	6,260	6,240	6,220	
		検 査 対 象 外 車	6,150	6,130	6,120	6,100	6,090	6,070	6,060	6,040	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	14,480										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,770								

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車											
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車							5,970			
原動機付自転車								5,930			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,070	9,980	9,890	9,800	9,710	9,620	9,530	9,440	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,960	5,940	5,930	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,200	6,180	6,170	6,150	6,130	6,110	6,090	6,070	
		検査対象外車	6,030	6,010	6,000	5,990	5,970	5,960	5,940	5,920	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
		c 軽自動車	検査対象車								
検査対象外車								12,700			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車								5,660			

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車											12,450
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											5,740
軽自動車	検査対象車										12,450
	検査対象外車										
原動機付自転車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											8,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,340	9,250	9,160	9,070	8,980	8,890	8,800	8,710	
		(ロ) 小型二輪自動車	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,770	5,760	5,740	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,050	6,040	6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	
		検査対象外車	5,910	5,900	5,880	5,860	5,850	5,830	5,820	5,800	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									11,020
		c 軽自動車	検査対象車								
検査対象外車											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		12,260	12,070	11,880	11,680	11,490	11,300	11,110	10,920		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		5,730	5,720	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	12,260	12,070	11,880	11,680	11,490	11,300	11,110	10,920		
	検 査 対 象 外 車	5,790									
原 動 機 付 自 転 車		5,760									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		8,400	8,310	8,230	8,140	8,050	7,970	7,880	7,790		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,620	8,520	8,430	8,340	8,240	8,150	8,060	7,970	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,730	5,720	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,900	5,890	5,870	5,850	5,830	5,810	5,790	5,770	
		検 査 対 象 外 車	5,790	5,770	5,760	5,740	5,730	5,710	5,700	5,680	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車		10,870	10,710	10,560	10,410	10,250	10,100	9,940	9,790
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車			10,890								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,560									

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用											
	自 家 用											
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く											
	個人タクシー											
自 家 用 乗 用 自 動 車		10,730	10,530	10,340	10,150	9,960	9,760	9,570	9,370			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				15,430	15,030	14,630	14,220	13,820		
		最大積載量が2トン以下のもの				15,430	15,030	14,630	14,220	13,820		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				15,430	15,030	14,630	14,220	13,820		
		最大積載量が2トン以下のもの				15,430	15,030	14,630	14,220	13,820		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用					11,410	11,170	10,920	10,670	10,430		
	自 家 用					11,350	11,120	10,870	10,630	10,380		
小 型 二 輪 自 動 車		5,620	5,600	5,590	5,580	5,560	5,550	5,530	5,520			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,730	10,530	10,340	10,150	9,960	9,760	9,570	9,370			
	検 査 対 象 外 車						5,610					
原 動 機 付 自 転 車							5,590					
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						6,400	6,360	6,310	6,260	6,220		
緊 急 自 動 車		7,700	7,620	7,530	7,440	7,360	7,270	7,180	7,090			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,870	7,780	7,690	7,600	7,500	7,410	7,310	7,220		
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,620	5,600	5,590	5,580	5,560	5,550	5,530	5,520		
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,750	5,740	5,720	5,700	5,680	5,660	5,640	5,620		
		検 査 対 象 外 車	5,670	5,650	5,640	5,620	5,610	5,590	5,580	5,560		
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車					7,010	6,940	6,870	6,800	6,730		
	(ロ) 教習用自動車					7,010	6,940	6,870	6,800	6,730		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				9,810	9,630	9,450	9,270	9,090		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	9,640	9,480	9,330	9,170	9,020	8,860	8,710	8,550		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車				9,170	9,020	8,860	8,710	8,550	
		検 査 対 象 外 車						9,040				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,440	5,430	5,420	5,420	5,410		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							5,450					

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										24,970	
	自 家 用										12,050	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										48,020	
	個人タクシー										35,230	
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,170	8,980	8,780	8,590	8,390	8,200	8,000	7,800			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,410	13,010	12,600	12,200	11,790	11,390	10,980	10,580		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	13,010	12,600	12,200	11,790	11,390	10,980	10,580		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,410	13,010	12,600	12,200	11,790	11,390	10,980	10,580		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	13,010	12,600	12,200	11,790	11,390	10,980	10,580		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	10,180	9,940	9,690	9,450	9,200	8,960	8,710	8,460			
	自 家 用	10,140	9,900	9,660	9,410	9,170	8,920	8,680	8,440			
小 型 二 輪 自 動 車		5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	9,170	8,980	8,780	8,590	8,390	8,200	8,000	7,800			
	検 査 対 象 外 車											
原 動 機 付 自 転 車												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,170	6,120	6,070	6,030	5,980	5,930	5,890	5,840			
緊 急 自 動 車		7,000	6,920	6,830	6,740	6,650	6,560	6,470	6,390			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,130	7,030	6,940	6,840	6,750	6,650	6,560	6,460		
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400		
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,600	5,580	5,560	5,540	5,530	5,510	5,490	5,470		
		検 査 対 象 外 車	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,470	5,450	5,440		
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車		6,660	6,590	6,520	6,440	6,370	6,300	6,230	6,160		
	(ロ) 教習用自動車		6,660	6,590	6,520	6,440	6,370	6,300	6,230	6,160		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	8,900	8,720	8,540	8,360	8,180	7,990	7,810	7,630		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	8,390	8,230	8,080	7,920	7,760	7,610	7,450	7,290		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車	8,390	8,230	8,080	7,920	7,760	7,610	7,450	7,290	
			検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車												

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			23,470	21,950	20,430	18,910	17,390	15,870	14,350	12,820	
	自 家 用			11,530	11,010	10,480	9,960	9,430	8,900	8,380	7,850	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			44,790	41,490	38,190	34,900	31,600	28,300	25,000	21,710	
	個人タクシー			32,960	30,650	28,340	26,030	23,710	21,400	19,090	16,780	
自 家 用 乗 用 自 動 車				7,610	7,410	7,210	7,010	6,810	6,610	6,410	6,210	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		10,170	9,760	9,340	8,930	8,520	8,110	7,690	7,280	
		最大積載量が2トン以下のもの		10,170	9,760	9,340	8,930	8,520	8,110	7,690	7,280	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		10,170	9,760	9,340	8,930	8,520	8,110	7,690	7,280	
		最大積載量が2トン以下のもの		10,170	9,760	9,340	8,930	8,520	8,110	7,690	7,280	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			8,220	7,970	7,720	7,470	7,220	6,970	6,720	6,470	
	自 家 用			8,190	7,950	7,700	7,450	7,200	6,950	6,710	6,460	
小 型 二 輪 自 動 車				5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			7,610	7,410	7,210	7,010	6,810	6,610	6,410	6,210	
	検 査 対 象 外 車			5,420								
原 動 機 付 自 転 車				5,410								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,790	5,740	5,700	5,650	5,600	5,550	5,510	5,460	
緊 急 自 動 車				6,300	6,210	6,120	6,030	5,940	5,850	5,760	5,670	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,370	6,270	6,180	6,080	5,990	5,890	5,790	5,700	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,450	5,430	5,410	5,390	5,370	5,350	5,330	5,310	
		検 査 対 象 外 車		5,420	5,410	5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,310	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車			6,090	6,020	5,940	5,870	5,800	5,720	5,650	5,580	
	(ロ) 教習用自動車			6,090	6,020	5,940	5,870	5,800	5,720	5,650	5,580	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,450	7,260	7,070	6,890	6,700	6,520	6,330	6,150	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		7,140	6,980	6,820	6,660	6,500	6,340	6,180	6,020	
	c	軽自動車	検 査 対 象 車		7,140	6,980	6,820	6,660	6,500	6,340	6,180	6,020
			検 査 対 象 外 車		7,160							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,340								

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			11,300	9,780	8,260	6,740		
	自 家 用			7,320	6,800	6,270	5,740		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			18,410	15,110	11,810	8,510		
	個人タクシー			14,460	12,150	9,840	7,530		
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,010	5,820	5,620	5,420		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		6,870	6,460	6,040	5,630		
		最大積載量が2トン以下のもの		6,870	6,460	6,040	5,630		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		6,870	6,460	6,040	5,630		
		最大積載量が2トン以下のもの		6,870	6,460	6,040	5,630		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			6,220	5,970	5,720	5,470		
	自 家 用			6,210	5,960	5,710	5,470		
小 型 二 輪 自 動 車				5,270	5,260	5,250	5,230		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,010	5,820	5,620	5,420		
	検 査 対 象 外 車								
原 動 機 付 自 転 車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,410	5,360	5,310	5,260		
緊 急 自 動 車				5,580	5,490	5,400	5,310		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,600	5,510	5,410	5,310	5,230	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,270	5,260	5,250	5,230	5,220	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,290	5,270	5,260	5,230	5,220	
		検 査 対 象 外 車		5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車			5,510	5,430	5,360	5,290		
	(ロ) 教習用自動車			5,510	5,430	5,360	5,290		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,960	5,770	5,590	5,400		
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,860	5,700	5,540	5,380		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車		5,860	5,700	5,540	5,380	
			検 査 対 象 外 車						
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,260	5,250	5,240	5,230		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車									

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	6,150									
原 動 機 付 自 転 車		6,100									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,480	6,460	6,430	6,410	6,390	6,370	6,350	6,330	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,070	6,050	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,250	6,240	6,220	6,200	6,190	6,170	6,150	6,140	
		検 査 対 象 外 車	6,140	6,130	6,110	6,100	6,080	6,070	6,050	6,040	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,820										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,770									

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							5,970			
原 動 機 付 自 転 車								5,930			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,310	6,290	6,270	6,250	6,230	6,210	6,190	6,170	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,960	5,940	5,930	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,120	6,100	6,090	6,070	6,050	6,030	6,020	6,000	
		検 査 対 象 外 車	6,020	6,010	5,990	5,980	5,960	5,950	5,930	5,920	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車								5,700			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								5,660			

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											8,950
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											5,740
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										6,570
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											5,810
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,150	6,130	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020	6,000	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,770	5,760	5,740	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,980	5,970	5,950	5,930	5,920	5,900	5,880	5,860	
		検 査 対 象 外 車	5,900	5,890	5,870	5,860	5,840	5,830	5,810	5,800	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 小 型 二 輪 自 動 車	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b									5,690
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,850	8,750	8,650	8,550	8,450	8,350	8,250	8,150		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		5,730	5,720	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,530	6,490	6,460	6,420	6,390	6,350	6,310	6,280		
	検 査 対 象 外 車	5,790									
原 動 機 付 自 転 車		5,760									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車		5,790	5,780	5,760	5,750	5,730	5,710	5,700	5,680		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,850	5,830	
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,730	5,720	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,850	5,830	5,810	5,790	5,780	5,760	5,740	5,730	
		検 査 対 象 外 車	5,780	5,770	5,750	5,740	5,720	5,710	5,690	5,680	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,680	5,670	5,650	5,640	5,630	5,610	5,600	5,590
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車			5,590								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,560									

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用											
	自 家 用											
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く											
	個人タクシー											
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,060	7,960	7,860	7,760	7,660	7,560	7,460	7,360			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				14,760	14,390	14,010	13,630	13,250		
		最大積載量が2トン以下のもの				14,250	13,900	13,540	13,180	12,820		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				14,760	14,390	14,010	13,630	13,250		
		最大積載量が2トン以下のもの				14,250	13,900	13,540	13,180	12,820		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用					9,720	9,550	9,370	9,190	9,010		
	自 家 用					9,670	9,500	9,320	9,140	8,970		
小 型 二 輪 自 動 車		5,620	5,600	5,590	5,580	5,560	5,550	5,530	5,520			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,240	6,210	6,170	6,140	6,100	6,060	6,030	5,990			
	検 査 対 象 外 車					5,610						
原 動 機 付 自 転 車						5,590						
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					5,580	5,560	5,550	5,530	5,520			
緊 急 自 動 車		5,670	5,650	5,630	5,620	5,600	5,590	5,570	5,560			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,810	5,790	5,770	5,750	5,730	5,710	5,690	5,660		
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,620	5,600	5,590	5,580	5,560	5,550	5,530	5,520		
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,710	5,690	5,670	5,660	5,640	5,620	5,600	5,590		
		検 査 対 象 外 車	5,660	5,650	5,630	5,620	5,600	5,590	5,570	5,560		
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車					5,460	5,450	5,440	5,430	5,420		
	(ロ) 教習用自動車					5,460	5,450	5,440	5,430	5,420		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				5,930	5,900	5,870	5,840	5,810		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,580	5,560	5,550	5,540	5,530	5,510	5,500	5,490		
	c	軽自動車	検 査 対 象 車				5,540	5,530	5,510	5,500	5,490	
		検 査 対 象 外 車					5,470					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,440	5,430	5,420	5,420	5,410			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,450						

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										12,900
	自 家 用										12,050
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										16,600
	個人タクシー										16,600
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,260	7,160	7,060	6,950	6,850	6,750	6,650	6,550		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	12,880	12,500	12,120	11,740	11,360	10,980	10,600	10,230	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,460	12,110	11,750	11,390	11,030	10,670	10,310	9,960	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	12,880	12,500	12,120	11,740	11,360	10,980	10,600	10,230	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,460	12,110	11,750	11,390	11,030	10,670	10,310	9,960	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,830	8,650	8,470	8,300	8,120	7,940	7,760	7,580		
	自 家 用	8,790	8,610	8,440	8,260	8,080	7,910	7,730	7,550		
小 型 二 輪 自 動 車		5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,950	5,920	5,880	5,840	5,810	5,770	5,730	5,700		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410		
緊 急 自 動 車		5,540	5,520	5,510	5,490	5,470	5,460	5,440	5,430		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,580	5,560	5,540	5,520	5,490	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450	
		検 査 対 象 外 車	5,540	5,530	5,510	5,500	5,480	5,470	5,450	5,440	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	
	(ロ) 教習用自動車		5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,790	5,760	5,730	5,700	5,670	5,640	5,620	5,590	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,480	5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,390	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	5,480	5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,390	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,400	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			12,320	11,720	11,130	10,540	9,950	9,360	8,770	8,170
	自 家 用			11,530	11,010	10,480	9,960	9,430	8,900	8,380	7,850
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			15,740	14,860	13,990	13,110	12,230	11,350	10,480	9,600
	個人タクシー			15,740	14,860	13,990	13,110	12,230	11,350	10,480	9,600
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,450	6,350	6,240	6,140	6,040	5,940	5,830	5,730
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		9,850	9,460	9,080	8,690	8,300	7,920	7,530	7,150
		最大積載量が2トン以下のもの		9,600	9,230	8,870	8,500	8,140	7,770	7,410	7,040
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		9,850	9,460	9,080	8,690	8,300	7,920	7,530	7,150
		最大積載量が2トン以下のもの		9,600	9,230	8,870	8,500	8,140	7,770	7,410	7,040
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			7,400	7,220	7,040	6,860	6,670	6,490	6,310	6,130
	自 家 用			7,380	7,200	7,020	6,840	6,660	6,480	6,300	6,120
小 型 二 輪 自 動 車				5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			5,660	5,620	5,590	5,550	5,510	5,480	5,440	5,400
	検 査 対 象 外 車			5,420							
原 動 機 付 自 転 車				5,410							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290
緊 急 自 動 車				5,410	5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,310	5,300
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,470	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370	5,350	5,320
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,390	5,380	5,360	5,350	5,330	5,320	5,300	5,290
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,430	5,410	5,390	5,380	5,360	5,340	5,320	5,300
		検 査 対 象 外 車		5,420	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車			5,330	5,320	5,320	5,310	5,290	5,280	5,280	5,270
	(ロ) 教習用自動車			5,330	5,320	5,320	5,310	5,290	5,280	5,280	5,270
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,560	5,530	5,500	5,470	5,450	5,420	5,390	5,360
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,300	5,280
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,300	5,280
		検 査 対 象 外 車		5,350							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,340							

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		7,580	6,990	6,400	5,810	
	自 家 用		7,320	6,800	6,270	5,740	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		8,720	7,850	6,970	6,090	
	個人タクシー		8,720	7,850	6,970	6,090	
自 家 用 乗 用 自 動 車			5,630	5,530	5,420	5,320	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	6,760	6,370	5,990	5,600	
		最大積載量が2トン以下のもの	6,680	6,310	5,950	5,580	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	6,760	6,370	5,990	5,600	
		最大積載量が2トン以下のもの	6,680	6,310	5,950	5,580	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		5,950	5,760	5,580	5,400	
	自 家 用		5,940	5,760	5,580	5,400	
小 型 二 輪 自 動 車			5,270	5,260	5,250	5,230	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		5,360	5,330	5,290	5,250	
	検 査 対 象 外 車						
原 動 機 付 自 転 車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,270	5,260	5,250	5,230	
緊 急 自 動 車			5,280	5,260	5,250	5,230	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,300	5,280	5,260	5,240	5,220
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,270	5,260	5,250	5,230	5,220
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,290	5,270	5,250	5,230	5,220
		検 査 対 象 外 車	5,300	5,280	5,270	5,250	5,240
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,260	5,250	5,240	5,230	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		5,260	5,250	5,240	5,230	
	(ハ) ぞ	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,330	5,300	5,270	5,250	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,270	5,260	5,240	5,230	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	5,270	5,260	5,240	5,230	
		検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,260	5,250	5,240	5,230	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (12\text{か月契約の純保険料率} \\ & + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分} \\ & + 12\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & 24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ & + (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \\ & + 24\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{24\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \\ & + 24\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{24\text{か月}} \end{aligned}$$

ハ 保険期間 25 か月を超え 37 か月までの契約

(イ) 未経過期間 25 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 36 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{36 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (36 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 36 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 36 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{36 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 36 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{36 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ニ 保険期間 37 か月を超え 49 か月までの契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ホ 保険期間49か月を超え60か月までの契約

(イ) 未経過期間49か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 48\text{か月}}{12\text{か月}} \\ &+ 60\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間37か月以上48か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の2年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60\text{か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60\text{か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36\text{か月}}{12\text{か月}} \\ &+ 60\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の3年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60\text{か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60\text{か月契約の2年超3年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24\text{か月}}{12\text{か月}} \\ &+ 60\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}} \end{aligned}$$

(二) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 60 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 60 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{純保険料率、社費中損害調査費相当部分} \\ &\text{及び付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分の全額} \end{aligned}$$